

提案する諸条例等の制定要旨

議案第80号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、特別職の期末手当の支給割合について、令和7年人事院勧告の内容を給与制度に反映させる一般職の改正と同様の改定を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第81号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

この条例の一部改正は、令和7年人事院勧告に準拠し、所要の改正等を行うものです。主な内容は、行政職、医師職及び看護職の各給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正、初任給調整手当の支給限度額の引上げ、通勤手当の引上げを行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第82号 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和7年人事院勧告に準拠し、特定任期付職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第83号 南あわじ市吹上浜野外教育センター条例を廃止する条例制定に
ついて

この条例制定は、当該施設の設置目的である野外活動事業に加えて、地域活性化事業を行うことができる施設として活用し、持続可能な地域社会の発展を図るため、吹上町自治会に譲与することができるよう、本条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めています。

議案第84号 南あわじ市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例制定に
ついて

この条例制定は、住民基本台帳カードの有効期間の満了に伴い、住民基本台帳カードの利用に関し必要な事項を定めた本条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和7年12月29日と定めています。

議案第 8 5 号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 4 0 号）に基づく地方公共団体情報システム標準化への移行に伴い、固定資産税評価証明書等の様式が統一されたことを踏まえ、適正な受益者負担の確保を図るため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています

議案第 8 6 号 南あわじ市温浴施設条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、昨今の人件費高騰及び光熱水費並びに仕入れ材等の物価高騰によりゆとりつく・さんゆ〜館・ゆーぶるの維持管理コストが増加していることから、安定した施設運営を図るために使用料の改定、その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 8 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 8 7 号 南あわじ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

この条例制定は、令和 8 年 4 月 1 日から本市を含む事業者が乳児等通園支援事業を実施するための運営に関する基準を、子ども子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定に基づき制定するもので、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号）を市の基準として定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 8 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 8 8 号 南あわじ市サンライズ淡路条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、昨今の人件費高騰及び光熱水費並びに仕入れ材等の物価高騰により施設の維持管理コストが増加していることから、安定した施設運営を図るために使用料を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 8 年 4 月 1 日と定めています。